

00101

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第五百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定による司法警察員を次のように任命及び解任した。

昭和三十七年九月十八日

鳥取県知事 石破二朗

- 告示 司法警察員の任命及び解任  
道路位置の指定
- 土地立入の通知
- 土地改良区の役員の住所変更の届出
- 肥料生産業者の変更
- ピロプラズマ病の検査等の実施

- 教委告示 臨時教育委員会の招集

任 命

司法警察員証番号

氏 名

職 名

勤務所

任命年月日

期

間

五七五

佐竹

嘉泰

水産技師

水産課

昭和三十七年八月十六日

昭和三十八年三月三十一日まで

解 任

司法警察員証番号

氏 名

職 名

勤務所

解任年月日

五四三

大谷 丈夫

水産技師

水産課

昭和三十七年八月十五日



## 鳥取県告示第五百二十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十八日

鳥取県知事 石破・二朗

二 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため。

三 実施の区域及び場所 別表のとおり

四 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

五 実施の期日 別表のとおり

ピロプラズマ病検査 血液塗沫検査

ダニ駆除 B、H、O撤布

別表 ピロプラズマ病及びダニ検査

昭和四年四月一日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市栗谷町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所  
〔定額〕一部月額二五〇円（配達料共）

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第二十九号

実施期日 実施区域 実施場所

九月二十七日 八頭郡若桜町若桜  
メ二十八日 メメ 池田  
メ 智頭町土師 中原  
メ 土埴

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年九月十八日

鳥取県教育委員会委員長筆務代行者 小田大吉

一日時 昭和三十七年九月十八日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会 教育委員室

## 三 議題

1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

## 2 その他